

熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（センターの設備及び運営に関する基準）

第 2 条 次条に定めるもののほか、法第 80 条第 1 項の規定により条例で定めるセンターの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第 3 条から第 18 条までを削り、第 19 条を第 3 条とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。